

石綿対策の規制強化

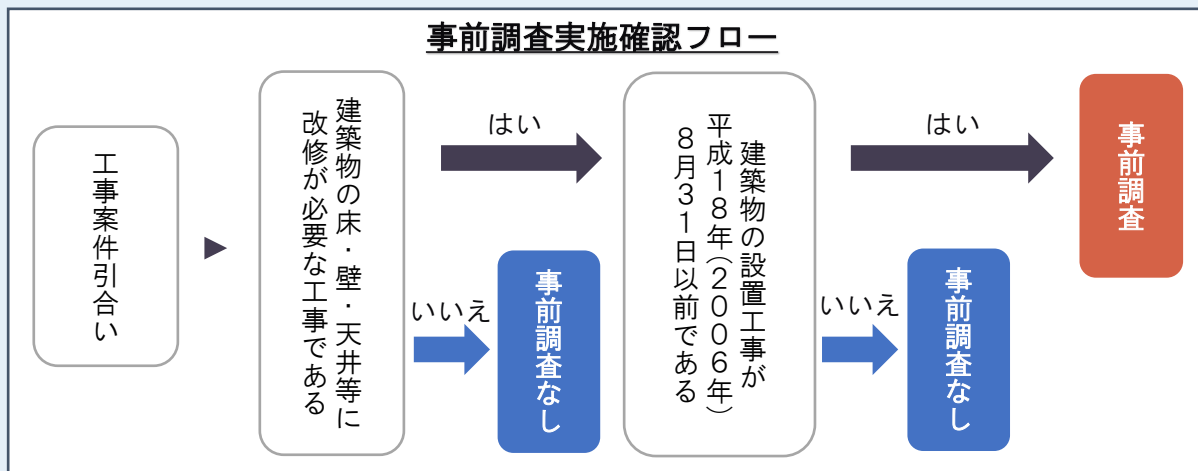
【事前調査結果】

の報告が義務化されます!!

《2022年4月1日着工の工事から適用》

事前調査とは

- 建築物・工作物等の解体・改修工事を行う前に、石綿含有建材が仕様されていないかを確認する調査です。設備改修工事等で壁面等に穴を開ける作業も該当します。事前調査が必要かどうかは下記のフローをご参照下さい。



- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことをおすすめします。

事前調査結果の報告とは

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事の場合、石綿含有建材の使用の有無にかかわらず、労働基準監督署と自治体に対して行う、施工業者に義務付けられた報告です。
- 事前調査結果の報告をしなかった場合、又は虚偽の報告をした場合には30万円以下の罰金の規定があります。
- 事前調査結果の報告には石綿事前調査結果報告システム*をご利用ください。

(*石綿事前調査結果報告システム…大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に共通するシステム)

パソコン・スマホから24時間報告できます。



【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



【IDの発行手続き】

システムの利用にはg Biz ID

(g Bizプライムまたはg Bizエントリー)が必要です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



お問い合わせはコチラから！

TEL 0287-63-0233

<http://www.nasukan.co.jp>



栃木県那須塩原市青木22番地152



株式会社 那須環境技術センター

※受付時間 08:30~17:30(土日祝を除く)

〈担当: 矢野・磯〉

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

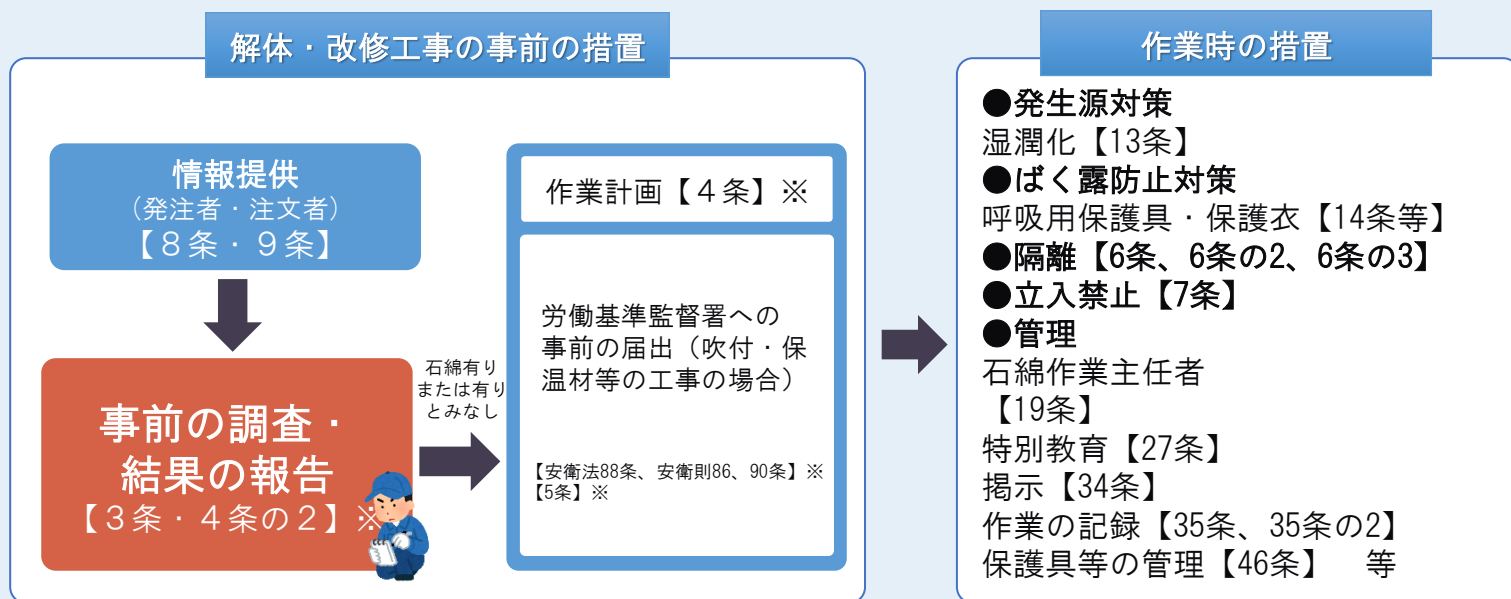
工事の対象	工事の種類	報告対象となる種類
全ての建築物 (建築物に設ける 建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物※3	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上



- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料になんらかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全てが必要です。）
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物の設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※罰則規定のあるもの

適切な隔離等をせずにアスベストの除去作業を行った場合、直接罰が科せられます。

改正前

- ・除去対象：吹付材（レベル1）、断熱材・保温剤・耐火被覆材（レベル2）
- ・作業基準に違反した際は、適合命令や作業の一時停止命令が出される。
- ・上記の命令に違反した際は罰金

6月以下の懲役または50万円以下の罰金



改正後

- 除去対象：吹付材（レベル1）、断熱材・保温剤・耐火被覆材（レベル2）
【追加】成形板（レベル3）
- ・作業基準に違反した際は、適合命令や作業の一時停止命令が出される。
- ・上記の命令に違反した際は罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

【追加】違法なアスベスト（レベル1、レベル2）の除去作業をした際は、
3ヶ月以内の懲役または30万円以下の罰金（直接罰）が科せられる。